

中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）
 に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>サイバーセキュリティ対策が重要であるとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本改正と同時に「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」(以下「実務指針」といいます。)を公表する予定です。 ○ 御指摘のとおり、バーチャルオンリー型組合総会及び理事会の開催にあたってサイバーセキュリティ対策が重要であるため、実務指針では、その旨を記載するとともに、通信障害の防止に向けた対応策や通信障害が発生した場合の対応策を示す予定です。
<p>総会・理事会の開催にあたって、「場所」の記載条件を撤廃し、「開催の方法」の記載でよしとする改正には賛成である。但し、中小企業者におけるデジタルデバイドの大きさをも考慮して、書面もしくは委任による意見表明の方法の併用を義務づけることが必要ではないかと考える。</p> <p>なお、このパブコメ募集の当初において「バーチャル総会」「バーチャル理事会」という表現が行われていたが、「バーチャル」という言葉の本来の意味は「仮想現実」であり、そうならば、アバターやロボットを使った総会まで、範囲が広がってしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実務指針において、書面による議決権行使の機会を求めるなど、インターネット等の手段を用いて総会に出席することが困難な組合員に対する様々な配慮を求める予定です。 ○ 実務指針において、「バーチャル組合総会」や「バーチャル理事会」などの定義を明記しております。 ○ また、バーチャル組合総会及び理事会を開催するためには、情報伝達の「双方向性」と「即時性」を

<p>う。Zoom ミーティングのように、あくまでも「出席者」は、総会開催中は直接インタラクティブな関係を維持したままでいることが必須では無いかと思われ、「バーチャル」と言う用語をもちいるのは不適切と思われる。</p>	<p>要件として求めています。</p> <ul style="list-style-type: none">○ これらにより、御指摘の誤解は生じないと考えられます。○ なお、「実行計画（令和2年12月1日 成長戦略会議）」においても、「バーチャルオンリー型の株主総会（インターネット上のみで株主総会を開催）」との文言が使用されています。
---	---